

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

条 例	ページ
北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	3
規 則	
北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税務部税制課】	6
告 示	
平成24年度の固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録【財政局税務部固定資産税課】	12
上下水道局	
北九州市水道局会計規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部経営企画課】	13
北九州市水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	22
北九州市水道局事務専決規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	31

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、北九州市市税条例の一部を次のとおり改正することにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 平成24年度評価替えに伴い、宅地等に係る負担調整措置の仕組みを原則として継続するとともに、据置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続することにしました。ただし、住宅用地の据置特例については、経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止することにしました。
- 2 特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する固定資産に係る固定資産税等の特例を受けようとする場合にすべき申告を定めることにしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 地方税法の一部改正に伴い、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が設置している幼稚園において直接その用に供する固定資産に係る固定資産税等の非課税措置が追加されたため、減免対象から除くことにしました。
- 2 納税通知書等の様式の一部を改めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第22号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

付則第10条の見出し中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第5号及び第7号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

付則第10条の2の見出し中「平成22年度又は平成23年度」を「平成25年度又は平成26年度」に改め、同条第1項中「平成22年度分又は平成23年度分」を「平成25年度分又は平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地」を「平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

付則第11条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第2項中「住宅用地又は」を削り、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第12条の見出し中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改める。

付則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改める。

付則第16条の2第1項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「

平成27年3月31日」に改める。

付則第18条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第2項中「住宅用地又は」を削り、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、「、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第19条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改める。

付則第19条の4の見出し中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改める。

付則第20条中「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」を「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改め、「若しくは第2項」を削る。

付則第25条に次の1項を加える。

- 3 第44条の規定は、法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第44条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の北九州市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（住宅用地に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

第3条 改正前の北九州市市税条例（以下「旧条例」という。）付則第11条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項並びに付則第18条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税又は都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例付則第11条 第2項	前項	付則第11条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例付則第11条 第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	付則第11条第1項
旧条例付則第18条 第2項	前項	付則第18条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例付則第18条 第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項の	付則第18条第1項の

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 改正後の北九州市市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第52号

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例施行規則（昭和39年北九州市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「附則第16条第6項又は第7項」を「附則第15条の8第4項」に、「同条第6項又は第7項」を「同項」に、「附則第16条第1項又は第2項」を「附則第15条の6第1項若しくは第2項又は法附則第15条の7第1項若しくは第2項」に改め、同項第7号中「幼稚園」の次に「（法附則第41条第15項第1号の規定の適用がある幼稚園を除く。）」を加える。

第13号様式（その2）中「区役所内の市税事務所市民税課又は税務課」を「  
課」に改める。

第14号様式（別紙2を除く。）を次のように改める。

第14号様式

年度 市民税・県民税納税通知書

納税者の住所・氏名

下記のとおり各納期によって納めてください。

年 月 日  
北九州市長 (印)  
(担当区)

11.4センチメートル

納付額 (年税額)	①	円
①のうち、給与から特別徴収される税額	②	円
①のうち、公的年金から特別徴収される税額	③	円
①のうち、前年度までに課税した額	④	円
普通徴収税額 (① - (② + ③ + ④))	⑤	円

収入番号	
宛名番号	
通知理由	由
金融機関コード又は組合番号	

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称	
特別徴収を行う公的年金の種類	
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
特別徴収税額	

徴収月	仮特別徴収税額
年 月	円
年 月	円
年 月	円

期 別		
納 期		
普通徴収税額	円	円

(納付者保管)

21.8センチメートル





第14号様式別紙2中「区役所内の市税事務所市民税課又は税務課」を「  
課」に改める。

第16号様式中「賦課区」を「担当区」に改める。

第17号様式（裏）中「市税事務所納税課」を「  
課」に、「  
東部市税事務所法人税務課」を「  
課」に改める。

第18号様式（裏）中「市税事務所納税課」を「  
課」に改め  
る。

第19号様式（その1）別紙1中「所管市税事務所の固定資産税課」を「  
課」に改める。

第19号様式（その2）別紙中「東部市税事務所の法人税務課」を「  
課」に改める。

第21号様式（その1）中「市税事務所の固定資産税課」を「  
課」に改める。

第21号様式（その3）中「東部市税事務所法人税務課」を「  
課」に改める。

第23号様式（その1）中「所管市税事務所の固定資産税課」を「  
課」に、「財政局税務部税制課」を「  
課  
」に改める。

第23号様式（その2）中「東部市税事務所法人税務課」を「  
課」に、「財政局税務部税制課」を「  
課」に改め  
る。

第24号様式（その1）及び同様式別紙1中「区役所内の市税事務所市民税  
課又は税務課」を「  
課」に改める。

第24号様式（その2）を次のように改める。



第24号様式の2中「区役所内の市税事務所市民税課又は税務課」を「  
課」に改める。

第30号様式の4中「財政局 課」を「 課」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の北九州市市税条例施行規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

北九州市告示第 99 - 2 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 24 年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 24 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市水道局管理規程第43号

北九州市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月31日

北九州市水道局長 吉田 一彦

北九州市水道局会計規程の一部を改正する規程

北九州市水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局会計規程

第1条中「および工業用水道事業」を「、工業用水道事業及び下水道事業」に、「ならびに」を「及び」に改める。

第2条第1項中「北九州市水道局」を「北九州市上下水道局」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 企業出納員は、総務課長、経営企画課長、下水道経営担当課長、営業課長、計画課長、下水道計画課長及び下水道整備課長をもって充てる。ただし、上下水道局長（以下「局長」という。）がその他の職員に企業出納員を命ずることを妨げない。

第2条第3項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

（3） 下水道経営担当課長である企業出納員には主管係長

第2条第3項に第1号として次の1号を加える。

（1） 総務課長である企業出納員には主管係長

第2条第3項に次の2号を加える。

（6） 下水道計画課長である企業出納員には主管係長

（7） 下水道整備課長である企業出納員には主管係長

第2条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「各種証明手数料」の次に「、下水道使用料（水道料金と併せて徴収しないものに限る。）及び下水道事業受益者負担金（以下「各種証明手数料等」という。）」を、「収納金」の次に「（第4項、第9項及び第10項に規定する収納金を除く。）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「金銭企業出納員」という。）は、」を「経営企画課金銭企業出納員」という。）は、水道事業会計及び工業用水道事業会計において、総務課及び」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 下水道経営担当課長である企業出納員（以下「下水道経営担当金銭企業出納員」という。）は、下水道事業会計において、営業課、下水道計画課及び

下水道整備課の所管に属する収納事務を除く公金の出納及び保管その他の会計事務をつかさどる。

第2条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 総務課長である企業出納員（以下「総務課企業出納員」という。）は、総務課の所管に属する物品の販売代金の収納及び保管の事務並びに当該代金に係る収納金のうち過納又は誤納となった金額を還付するために資金前渡される現金（以下「物品販売代金還付準備金」という。）及び釣銭準備金の出納及び保管の事務をつかさどる。

第2条に次の2項を加える。

- 9 下水道計画課長である企業出納員（以下「下水道計画課企業出納員」という。）は、水洗便所改造資金貸付金の回収金の収納及び保管の事務並びに当該回収金に係る収納金のうち過納又は誤納となった金額を還付するために資金前渡される現金（以下「水洗便所改造資金貸付金回収金還付準備金」という。）及び釣銭準備金の出納及び保管の事務をつかさどる。
- 10 下水道整備課長である企業出納員（以下「下水道整備課企業出納員」という。）は、下水道台帳出図の代金の収納及び保管の事務並びに当該代金に係る収納金のうち過納又は誤納となった金額を還付するために資金前渡される現金（以下「下水道台帳出図代金還付準備金」という。）及び釣銭準備金の出納及び保管の事務をつかさどる。

第3条各号列記以外の部分中「金銭企業出納員」の次に「（水道事業会計又は工業用水道事業会計にあっては経営企画課金銭企業出納員とし、下水道事業会計にあっては下水道経営担当金銭企業出納員とする。以下同じ。）」を加え、同条第6号中「及び工業用水道事業会計」を「、工業用水道事業会計又は下水道事業会計」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「営業課企業出納員」を「総務課企業出納員、営業課企業出納員、下水道計画課企業出納員又は下水道整備課企業出納員」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 支払のため第6条第2項の出納取扱金融機関に支払の通知をすること。

第4条を次のように改める。

（総務課企業出納員への委任）

第4条 総務課の所管に属する物品の販売代金の収納及び保管の事務並びに物品販売代金還付準備金及び釣銭準備金の出納及び保管の事務は、総務課企業出納員に委任する。

第4条の次に次の3条を加える。

(営業課企業出納員への委任)

第4条の2 各種証明手数料等の収納及び保管の事務並びに還付準備金及び釣銭準備金の出納及び保管の事務は、営業課企業出納員に委任する。

(下水道計画課企業出納員への委任)

第4条の3 水洗便所改造資金貸付金の回収金の収納及び保管の事務並びに水洗便所改造資金貸付金回収金還付準備金及び釣銭準備金の出納及び保管の事務は、下水道計画課企業出納員に委任する。

(下水道整備課企業出納員への委任)

第4条の4 下水道台帳出図の代金の収納及び保管の事務並びに下水道台帳出図代金還付準備金及び釣銭準備金の出納及び保管の事務は、下水道整備課企業出納員に委任する。

第5条の2を次のように改める。

(現金取扱員)

第5条の2 総務課、営業課、下水道計画課及び下水道整備課に現金取扱員を置く。

2 現金取扱員は、総務課職員(総務課長を除く。以下「総務課現金取扱員」という。)、営業課職員(営業課長を除く。以下「営業課現金取扱員」という。)、下水道計画課職員(下水道計画課長を除く。以下「下水道計画課現金取扱員」という。)及び下水道整備課職員(下水道整備課長を除く。以下「下水道整備課現金取扱員」という。)をもって充てる。

3 総務課現金取扱員は総務課企業出納員の命を受けて、総務課の所管に属する物品の販売代金、物品販売代金還付準備金及び釣銭準備金に関する事務をつかさどり、営業課現金取扱員は営業課企業出納員の命を受けて、各種証明手数料等、還付準備金及び釣銭準備金に関する事務をつかさどり、下水道計画課現金取扱員は下水道計画課企業出納員の命を受けて、水洗便所改造資金貸付金の回収金、水洗便所改造資金貸付金回収金還付準備金及び釣銭準備金に関する事務をつかさどり、下水道整備課現金取扱員は下水道整備課企業出納員の命を受けて、下水道台帳出図の代金、下水道台帳出図代金還付準備金及び釣銭準備金に関する事務をつかさどる。

4 総務課現金取扱員、営業課現金取扱員、下水道計画課現金取扱員及び下水道整備課現金取扱員が、1人1日に取り扱うことのできる現金の限度額は、10万円とする。ただし、総務課企業出納員、営業課企業出納員、下水道計画課企業出納員又は下水道整備課企業出納員が必要と認めたときは、これを超えて取り扱わせることができる。

第6条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「北九州市水道局長（以下「局長」という。）」を「局長」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に、「北九州市水道局出納取扱金融機関」を「北九州市上下水道局出納取扱金融機関」に、「北九州市水道局収納取扱金融機関」を「北九州市上下水道局収納取扱金融機関」に改め、同条第3項中「および」を「及び」に改める。

第7条第2項中「取扱」を「取扱い」に、「北九州市水道局公印規程」を「北九州市上下水道局公印規程」に改める。

第9条第1項中「つど」を「都度」に、「もとづいて」を「基づいて」に改め、同条第2項中「発行ずみ」を「発行済み」に、「または」を「又は」に、「取消」を「取消し」に改める。

第11条第1項中「経営企画課長」を「会計主管課長（水道事業会計又は工業用水道事業会計にあっては経営企画課長とし、下水道事業会計にあっては下水道経営担当課長とする。以下同じ。）」に改める。

第12条中「経営企画課長」を「会計主管課長」に改める。

第19条に次の1項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、海外での支払のための現金及び海外で領収した収入金については、局長の定めるところにより保管することができる。

第22条第1項中「または工業用水道事業会計」を「、工業用水道事業会計又は下水道事業会計」に改める。

第30条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項本文の規定にかかわらず、海外で領収した収入金については、局長の定めるところにより取り扱うことができる。

第31条第2項ただし書中「営業課」を「総務課、営業課、下水道計画課又は下水道整備課」に、「営業課企業出納員は」を「総務課企業出納員、営業課企業出納員、下水道計画課企業出納員又は下水道整備課企業出納員は、」に改める。

第31条の2第6項中「営業課企業出納員」を「総務課企業出納員、営業課企業出納員、下水道計画課企業出納員又は下水道整備課企業出納員」に改める。

第32条中「または」を「又は」に、「もうけて」を「設けて」に改め、「納入義務者は、」の次に「局又は」を加える。

第36条の2第1項中「水道事業」の次に「、工業用水道事業及び下水道事業」を加え、「のうえ」を「の上」に改める。



第42条の4を第42条の5とし、第42条の3を第42条の4とし、第42条の2を第42条の3とし、第42条の次に次の1条を加える。

(繰替払)

第42条の2 下水道事業受益者負担金に係る前納報奨金については、下水道経営担当金銭企業出納員、営業課企業出納員、営業課現金取扱員、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関をしてその収納に係る当該負担金の収入金を繰り替えて使用させることができる。

2 繰替払をした経費については、速やかに正当科目から支出し、当該収入に収納の手続をしなければならない。

第49条中「つど」を「都度」に、「もとづき」を「基づき」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、下水道事業会計においては、第44条第1項に規定する支出命令書は、支払伝票を兼ねるものとする。

第56条第1号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 前受下水道使用料

第85条の2中「北九州市水道局公有財産管理規程」を「北九州市上下水道局公有財産管理規程」に改める。

第86条中「固定資産の」を「水道事業又は工業用水道事業に係る固定資産の」に、「経営企画課長」を「経営企画課長が」に、「収益戦略担当課長が」を「収益戦略担当課長が、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 下水道事業に係る固定資産のうち、有形固定資産及び無形固定資産は下水道計画課長が、投資は下水道経営担当課長が、それぞれ管理に関する事務の総括を行うものとする。

第87条第2項中「収益戦略担当課長」を「、水道事業又は工業用水道事業に係るものは収益戦略担当課長と、下水道事業に係るものは下水道計画課長」に改める。

第94条第2項中「経営企画課長」の次に「及び下水道計画課長」を加え、「振替えなければ」を「振り替えなければ」に改める。

第95条、第97条及び第98条中「経営企画課長」を「水道事業又は工業用水道事業に係るものは経営企画課長に、下水道事業に係るものは下水道計画課長」に改める。

第99条第1項中「ならびに工業用水道事業用」を「、工業用水道事業及び下水道事業用」に改め、同項ただし書及び同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第100条中「経営企画課長」を「、水道事業又は工業用水道事業に係るも

のは経営企画課長に、下水道事業に係るものは下水道計画課長」に改める。

第101条の見出しを「（貸付け）」に改め、同条中「収益戦略担当課長」の次に「及び下水道計画課長」を加え、「貸付」を「、貸付け」に改める。

第102条の見出しを「（借入れ）」に改め、同条第1項中「収益戦略担当課長」を「水道事業又は工業用水道事業に係るものは収益戦略担当課長に、下水道事業に係るものは下水道計画課長」に改め、同条第2項中「収益戦略担当課長は」を「収益戦略担当課長及び下水道計画課長は、」に改める。

第103条中「収益戦略担当課長は」を「水道事業又は工業用水道事業に係る固定資産は収益戦略担当課長が、下水道事業に係る固定資産は下水道計画課長が、」に改める。

第105条に次の1項を加える。

2 下水道計画課長は、固定資産の売却又は譲渡をしようとするときは、次に掲げる事項を付し、下水道経営担当課長に合議の上、局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 固定資産の名称及び種類
- (2) 所在地
- (3) 理由
- (4) 売却又は譲渡の方法及び予定額
- (5) その他参考となる事項

第108条第1項中「を廃棄又は撤去する」を「の廃棄又は撤去をする」に、「経営企画課長」を「水道事業又は工業用水道事業に係るものは経営企画課長に、下水道事業に係るものは下水道計画課長」に改め、同条第2項中「経営企画課長」の次に「及び下水道計画課長」を加える。

第110条第1項各号列記以外の部分中「ならびに」を「、電話加入権及び」に改め、同項ただし書中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第111条第1項中「10/100」を「100分の10」に改め、同項ただし書中「5/100」を「100分の5」に改める。

第112条第1項中「5/100」を「100分の5」に改め、同条第2項中「経営企画課長」の次に「及び下水道計画課長」を加え、「5/100」を「100分の5」に改める。

第113条第2項中「経営企画課長」の次に「及び下水道計画課長」を加える。

第115条第1項中「固定資産整理簿」を「水道事業又は工業用水道事業に係る固定資産については固定資産整理簿を、下水道事業に係る固定資産につい

ては固定資産台帳の副本」に改め、同条第2項中「経営企画課長は、」を「水道事業又は工業用水道事業に係る固定資産は経営企画課長が、下水道事業に係る固定資産のうち有形固定資産及び無形固定資産は下水道計画課長が、投資は下水道経営担当課長が、それぞれ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の固定資産台帳の副本は、経営企画課長又は下水道計画課長が作成する。

第116条中「経営企画課長」の次に「及び下水道計画課長」を加え、「台帳記載事項」を「固定資産台帳記載事項」に改める。

第117条各号列記以外の部分中「経営企画課長」の次に「及び下水道計画課長」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 固定資産増加(減少)額明細書

第117条第3号を次のように改める。

(3) 減価償却明細書

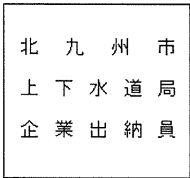
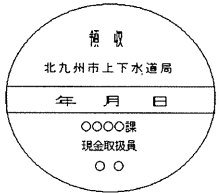
第118条、第121条及び第122条中「経営企画課長」を「会計主管課長」に改める。

第123条第1項各号列記以外の部分中「経営企画課長」を「会計主管課長」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第124条各号列記以外の部分中「経営企画課長」を「会計主管課長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1

公印 の名称	書 体	寸法 (ミ リメ ートル)	ひな型	使 途	保 管者	保 管場所
北九 州市 上下 水道 局企 業出 納員 印	て ん 書	方 21		企 業出 納 員の つか さど る金 銭、 物品 の出 納そ の他 の会 計事 務用	上 下 水 道 局 総 務 経 営 部 総 務 課 長	上 下 水 道 局 総 務 経 営 部 総 務 課
					上 下 水 道 局 総 務 経 営 部 経 営 企 画 課 長	上 下 水 道 局 総 務 経 営 部 経 営 企 画 課
					上 下 水 道 局 総 務 経 営 部 下 水 道 経 営 担 当 課 長	上 下 水 道 局 総 務 経 営 部 経 営 企 画 課
					上 下 水 道 局 総 務 経 営 部 営 業 課 長	上 下 水 道 局 総 務 経 営 部 営 業 課
北九 州市 上下 水道 局現 金取 扱員 印	れ い 書	径 25		現 金取 扱 員の 領収 書用	上 下 水 道 局 総 務 経 営 部 総 務 課 長	上 下 水 道 局 総 務 経 営 部 総 務 課
					上 下 水 道 局 総 務 経 営 部 営 業 課 長	上 下 水 道 局 総 務 経 営 部 営 業 課
					上 下 水 道 局 下 水 道 部 下 水 道 計 画 課 長	上 下 水 道 局 下 水 道 部 下 水 道 計 画 課
					上 下 水 道 局 下 水 道 部 下 水 道 整 備 課 長	上 下 水 道 局 下 水 道 部 下 水 道 整 備 課

別表第 2 中

経営企画課長	備考
10～	
全部	

を

経営企画課長 下水道経営担 当課長	備考
10～	経営企画課長 は水道事業又 は工業用水道 事業に係るも のに限り、下 水道経営担当 課長は下水道 事業に係るも のに限る。
全部	経営企画課長 は水道事業又 は工業用水道 事業に係るも のに限り、下 水道経営担当 課長は下水道 事業に係るも のに限る。

に

改める。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。